

峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎でございます。

十五日に続きまして二回目になりますが、今日は、主としてこれまで余り議論にならなかった簡易保険の問題について、これも民間に移行するということでもありますから、それに伴う、大変危惧している問題がございますので、この点について質問させていただきたいと思うわけであります。

お手元に今資料をずっと回らしていただいておりますが、これは簡易保険の日本郵政公社からのディスクロージョされた資料でございます。この間、私、本当に感謝しなきゃいけないというか、逆に言えばもっと早くやってもらえばよかったんですが、日本郵政公社の皆さん方から資料を本当に度々請求し、また、いわゆる責任準備金とか追加責任準備金とか、非常に専門的な議論を、私の理解が不十分なために随分と皆さん方に御迷惑をお掛けしまして、まだ本当に十分理解できてないのかもしれない、そんな思いをしながらも、しかしこの問題は、私が気付いている限りでは大変大きな問題があるんじゃないかというふうに思っています。

まず最初に、このディスクロージャー誌から拝見をいたした結果、お手元の資料の一枚目から、簡易生命保険業務のいわゆる貸借対照表、それから損益計算書、そしてキャッシュフロー計算書、この三つについては、これは当たり前のものをそのままコピーしたわけでございます。

そこで、いわゆる保険業界にとってみると一番やはり重要になってくるのは、三利源と言われている利益の源であります。すなわち利差損、あるいは利差、費差、死差と、こう呼んでおりますけれども、そのディスクロージャー誌を見て、お手元の三ページ目にそのディスクロージャー誌から出たものについて書いているわけですが、死差あるいは費差というところは利益が出ているわけですが、この利差損益というのが平成十五年に何と二兆百億円という大変巨大な金額の赤字が出ているわけでございます。

結果的に逆ざやになっているわけですが、これは民間の生保と比べるとその資金量というのは、これは生保の資金というのは正に四大、四つの大きな生保会社以上の資産を持っていると言われておりますが、それに比べるとこの逆ざやというのは非常に大き過ぎるんじゃないかと。これだけの金額の逆ざやが発生するということは、これは民営化後もこの逆ざやというのはそのまま発生し続けるのではないかと、こんな危惧を持つんですが、その点いかがでございましょうか。

参考人（生田正治君） お答え申し上げます。

平成十六年度の三利源、今先生から既に紙の御紹介をいただきましたけれども、死差が八千八百億円のプラスで、利差が御指摘のように今度は一兆七千四百億円のマイナスでございまして、費差が七千三百億円のプラスということで、差し引きまして二千二百三十九

億円のマイナスと、こうなったわけでありませう。

今後の見通しで申しますと、死差と費差の利益は今後もほぼ似たような水準で、安定的にといいいんでしょうか、出てくるんじゃないかと、こう思っておりますが、御指摘の利差損につきましては今後も残念ながら継続するというところでございます。

ただし、高い予定利率で引き受けました契約の満期というのがもうかなり大幅に解約にもう既に今なりつつありまして、二〇〇八年ごろには大きな山は大体越えていくというふうなことでございますので、利差損は続くけれども幅は減少していくというところでございまして、三利源合わしても、今年は二千二百三十九億のマイナスになったんですが、三利源足してのマイナスというのがあと二年ぐらいは続くのかなと思っておりますが、三利源合計しますと大体二〇〇九年から一〇年ごろにはプラスに転ずると思っております。

大変残念なことに、民間はみんなプラスなのになぜ簡保だけが赤なのかというのが御指摘ありました。御質問のポイントになるんだと思うんですが、これは簡易保険が貯蓄型の養老保険などが主力になっていて、民間のように第三分野の保障性がどうもいろんな制約によりましてやっていけないわけですね。そういうことなんで、貯蓄性が主力になっているんで、金利低下によりまして利差損、逆ざやが大きくなりやすいと、こういう非常に簡保に特有の性格がある。この辺が今の仕組みでは駄目になりますということと、駄目になるというのは表現悪いですね、非常に健全性を欠いていきますという一つの大きな理由になるわけですが、そういうことと、公社設立のときに、すなわち二〇〇三年の三月に有価証券の一部を時価評価いたしまして利益を取ったということですね。公社設立後の運用利回りがその時点で低下してしまったということとございまして、利差損が民間生保より大きくなっているのはそういう大きな二つの理由によるものだというふうに御理解いただきたいと思っております。

峰崎直樹君 特徴点よくつかまれていると思うんですが、そこで、先ほどおっしゃいました三利源の合計を見ても、平成十五年は先ほど申し上げたとおりですが、今総裁がおっしゃいました平成十六年度も結果的には二千二百億近い赤字を出しているわけですね。そうすると、要するに簡易保険というのは結果的にずっと基礎利益が、今も将来のことをおっしゃいました、多分そうなるだろうと。しかし、これはまだ将来のことなんですが、十五年、十六年度を見る限り、結果的にやはり基調的にこの公社は赤字が続いているということだろうというふうに思いますね。

そういう意味では、やはり公社の経営というのは我々が見ると、一見すると非常に民間生保に比べると有利だというふうに、あるいは民間生保に比べればソルベンシーマージン比率も高いと、こういうふうに言われております。それはそれで分かるんですが、しかし依然としてこういうふうに実は数字が赤字になっていると。

ページ、六ページを見ていただきたいわけですが、これはディスクロージャー誌ですから、その平成十五年のいわゆる三利源と損益計算書との利益上の調整ということな

んですが、これを見てもみますと、確かに三利源の合計で、先ほど申し上げたように、修正しますと四千四百九十八億円のマイナスになっております。それを埋め合わせているのがキャピタル損益五千二十四億、それから責任準備金の戻入れ、これが千七百九十九億円で、その他損益を除いて、そのことによって辛うじて可処分可能利益一千六百九十九億円を出しているということですね。あと、それはどういうふうに配分されたのかということで、契約者配当準備金、価格変動準備金にそれぞれ分配されて、当期純利益はゼロ円と、こうなっている。

そうすると、これは平成十六年度も十七年度もそうなんですが、やっぱりキャピタルゲインで実は利益を稼いで、そしてそれで埋め合わせていると、こういう実は構造になっているんじゃないんだろうかというふうには私は思うわけでありまして、その意味で、簡保の今の経営というのは正に株価に依存している。株式市場が好調に依存すればそれに応じて黒字になるけれども、株式市場がこれが本当に好調かどうか。

竹中大臣も就任のとき、どのぐらいの株価だったのかというのは御存じだろうと思えますね、一万四千円前後だったわけですが、今一万一千八百円ぐらいでしょうか。それでもどん底の、二〇〇二年のたしか十月ごろ、どん底じゃなかったでしょうか、そのどん底から比べれば少し上がっているから、これで二〇〇三年に時価評価されましたですね。それから再度こういうふうになってきたと、こういうことなんです。

そうすると、簡易保険のその黒字というのは、やはりこれは株依存だなと、こういうふうには理解して、総裁、構いませんでしょうか。

参考人（生田正治君） お答えします。

さっきも申し上げた二つの要因で、利差がやはり相当大きくありまして、それから急激に減ってきているんですけれども、まだ当分続くということは申し上げたとおりであります。その意味では大変苦しい。ただし、三基礎利源を足すと黒字に転ずるのは、多分二〇〇九年前後には転ずるわけで、そうすると民間並みに、額は別といたしまして転じてきて、健全経営に入っていくということをまず申し上げておきたいと思えます。

基本的に、健全経営に持っていこうと思ったら、やはりビジネスモデルを開放していただいて、多少は保障性の、今の市場でお客様が一応喜んでいただける商品にもある程度入らせていただかないと基本的に難しい面が残ると思えます。

そこで、今度は、キャピタルゲインで、じゃ経営しているのかということですが、今回、十六年度で四千五百七十四億円のキャピタルゲイン出しましたけれども、これは、利益操作といえますか、利益作りで出したんでは全くないわけでありまして。これは、幸い株式市場が堅調に推移いたしまして、委託運用で、保有しておる株式につきまして各運用機関が理想とするポートフォリオを設定してくれております。それからまた、定期的な銘柄の入替えも行っているというふうな、この売買を通じての結果として出てきた数字でございまして、これで黒字をやっと維持して、そのために毎年やらなきゃならないとい

うことではないと。

どうしても貯蓄型ですから低金利時代は経営は苦しくなるわけでありまして、したがって、それで将来お客様に保険金をお支払いするのに支障を生じたら困ると、それをカバーするために責任準備金を積ませていただいているわけでありまして、加えて、郵政の場合は貯蓄性が大きいのでほかの方よりも更に苦しくなるかも分からないということで、追加責任準備金もその中において併せて積ませていただいておりますので、将来の支払につきまして不安が生じることはないというふうに考えております。

峰崎直樹君　そこで、その責任準備金の話に入っていきたいと思います。三利源の問題、また恐らく後で出てくると思うんですが。

そこで、責任準備金って一体何だろうかと。これ、生命保険会社の将来の保険金の支払に備えて積み立てていくことが義務付けられている負債と、こういうふうに私は理解しているんですが、公社の方はこういう理解でよろしいでしょうか。

参考人(元女久光君)　先生御指摘のとおり、責任準備金とは、保険会社におきまして、将来の保険金支払に備えるための積み立てている準備金であるというふうに承知しております。

峰崎直樹君　ちょっとここから先、やや専門に入ってくるんですけども、この責任準備金の積立方式というのは、これ、時価でやる方法と、それから原価で行う償却原価法があると、こういうふうに理解をしているんですが、簡易保険はどちらの方法で積み立てているんですか。

参考人(元女久光君)　その辺の方式、どちらかという前に、私ども、二つの計算式を持っております。

問題になるのは、その責任準備金のうち、直接に、保険料積立金と申しまして、満期保険金に充てる金額だと思っておりますが、一つは、金利等一定のシナリオを描きまして、保険契約が九五%まで証明する三十年間の中でどれだけ資産があってどれだけ負債があるかというのを計算しまして必要な準備金額を計算する方法、そういうシナリオのものと、それからもう一つの方法は、直近の方法で計算した方法で、それはもう結果は出ておりますので、簡便な計算式でやる方法。

いずれにしても、その二つの方法の高い額を積み立てるようにやっておるところでございます。

峰崎直樹君　今のは簡易保険の責任準備金の積立方法ということで、これはたしか総務省令で定まって、述べているやつ、いわゆる一号方式、二号方式と言われているもので、

一号方式が今おっしゃった事業年度で認可されている方法、今の事業年度でやられているものの、それで算出した結果が一号だと。二号は、金利等の一定のシナリオをかいいて、将来の資産及び負債の状況を計算して、そして将来の保険金等の支払に必要とされる積立額を計算するということですね。この条件はいろいろあります。これは二号方式と。で、どちらか大きい方が要するに簡保の責任準備金ですよというやり方ですよ。

民間の生命保険のやり方は、これはどういうやり方を取っているのでしょうか。

参考人（元女久光君） 生命保険業法の仕掛けの中のお話ですので、ちょっと不正確な点があるかと思いますが、やはり同じように責任準備金を計算して、その不足額を積み立てているというスキームがあるやには承知しております。

ただ、私が先ほど申しました、どれぐらいのシミュレーション期間を置くのかというのは、民間の場合は十年ぐらい計算して五年間積立てとか、それからあと保険料、新しい保険料を入れるのか入れないのか、我々は安全を見込んで入れてございませませんが、民間生保さんの場合はどちらでも選択できるとか、ちょっとやり方に違いがあるようでございます。

峰崎直樹君 ちょっとここはもう時間がないので、民間の場合にはそのいわゆる責任準備金の積立方式というのは、ちょっと正確な、ちょっと表現がよく、後でまた詳しくあれしたいと。平準純保険方式というふうに呼んで、簡保の場合にはそれを上積みして、追加責任準備金というものを積み増して、そしてその追加責任準備金は、いわゆる利ざやが、逆ざやが生じて、先ほどの計算でいけば足りなくなるかもしれないというときにそれを、追加準備金をいわゆる充てていくと、こういうやり方だと言えますよね。どうでしょうか。それでいいんですね。

参考人（元女久光君） 追加責任準備金という考え方は、簡保の場合も民間の場合も同じようにあると思います。ただ、その計算方式が先ほどちょっと違うというふうに申し上げました。

峰崎直樹君 いや、計算方法も違うけども、一番違うのは税金が掛かるか掛からないかですよ。この問題は後でちょっと実は、財務大臣、覚えておいていただきたいんですが。

ちょっと何か専門的に少し流れ過ぎたような質問になっちゃったんですが、何が言いたいかというと、今私が冒頭申し上げたように、計算方法も違うけれども、簡保の場合には追加責任準備金というのが九兆円ばかり、約九兆円ですね、今積み立てておる。これはそういうふうに理解して、民間にない、民間にないというか、民間でも積み立ててもいいし、太陽生命はたしか危険準備金を取り崩してこれを追加責任準備金に繰り充てたと、こういう民間の報道が私、覚えているんですが、しかしそのことは別にして、別にしてですね、民間生保よりもかなり手厚い責任準備金が約九兆円近くそこに存在していると、こういう

理解でよろしいですね。

参考人（元女久光君） 済みません、正確には八兆三千、四千億ほどでございます。

それで、手厚いといいますが、三十年間計算して大丈夫だという計算式をやっているというところで、相当保守的な積み方をしているんじゃないかと思っております。

峰崎直樹君 そこで、竹中大臣、これ、広田一さんの、私たちの、七月二十一日の郵政民営化に関する特別委員会で、簡易保険の問題について大臣お答えになっていらっしゃるわけですね。それは覚えていらっしゃるでしょうか。余り覚えていらっしゃらない。

それは、銀行についてはお答えさせていただいたと、保険会社の扱いはいささか違うわけでございますと呼んで、この民営化前の簡保の旧契約につきましては、これは管理機構が承継して郵便保険会社に再保険で出再するというようにしておりますと、こうおっしゃっていますね。そして、この再保険契約についてですけれども、生命保険の保護機構、いわゆる例の保護機構の対象外としておりまして、この保護機構の負担金を負担することはないわけでありまして、この保護機構への負担金の支払、支払わないことによってこの超過収益が郵便保険会社に生じるものではないというふうに考えておりますと、で、ずっとお話がありまして、仮に、郵便保険会社において簡易保険についてその処分可能利益が発生した場合には、この再保険契約に基づいて、機構を通じて旧契約の契約者に配当して還元することとしているわけでございます。したがって、郵便保険会社に利益が帰属することにならないものですから、これはイコールフットイング上問題になることはないというふうに考えているわけでありまして。

こういうふうに答えているんですが、今もその考え方にお変わり、変更ございませんか。

国務大臣（竹中平蔵君） 変わっておりません。

峰崎直樹君 そうすると、簡保のこのいわゆる責任準備金、さらに追加責任準備金は民間へ移行する、再保険をする場合に、この旧契約はどちらに実は所属されることになるのでしょうか。九兆円、まあ八兆数千億と言われましたが、この金額はどちらに、旧契約に属するのか新契約に属するのか、どちらに属するのでしょうか。

国務大臣（竹中平蔵君） これは民営化の前に締結された簡易生命保険契約でございます。機構に承継させることによりまして旧勘定に属するというようになります。

峰崎直樹君 そうすると、旧勘定に属する、これは再契約、再保険をされるんですね。再保険をされて、旧契約でのいわゆる区分経理されたものと新契約で区分経理されたものと、これが両方併存して新会社が運用するということですか。

国務大臣（竹中平蔵君）　そういうことになります。

峰崎直樹君　そうすると、旧会社においてこの九兆、九兆円近いその保険、追加保険準備金というのは、これはだれのものになるんでしょうか。もう一度、もう一度説明しましょうか。

国務大臣（竹中平蔵君）　ちょっと正確に理解しているかどうかあれですけども、これにつきましては、だれのものかということになりますと、これは旧簡保の契約者のものだけということになります。

峰崎直樹君　そうすると、簡保の契約者の旧債権債務については全くこれは同じような、新契約した人と同じような扱いで処理されていくのか、それとも新契約及び旧契約は一緒に、ごっちゃにして、つまり合体していわゆる運用されていくのか。それはどちらなんですか。

国務大臣（竹中平蔵君）　基本的には、その運用とおっしゃったのは、資産のA L Mをどうするかという全体の観点からですとこれは一体的にA L Mをしていただいていた方がいいわけですけども、勘定区分といいますか、その帰属に関しては当然別ということになります。

峰崎直樹君　その帰属はどのように基準を設けてこれから進まれようとしているんですか。何か基準はあるんですか。

国務大臣（竹中平蔵君）　新勘定に移って以降、旧勘定と新勘定がしっかりと区別、どのようにされるのかと、そういう御指摘だと思います。これは当然のことながら、相互の損益の付け替えを生じさせないという意味からも重要に相なります。

その仕組みについては、もう再保険に出再するという事は申し上げましたけれども、この結果、保険会社に関しましては新旧契約に係る資産を一括して運用することにはなりますが、旧契約に係る資産の運用リスクは、これは再保険契約によって新会社に移転をするということになります。したがって、あらかじめ再保険契約に定められた債務を超える運用益、債務を下回る運用損、そういうものについては新会社に帰属をするということになる。

そして、機構と郵便保険会社は契約に基づく関係になるものでありまして、契約の定めを超えて事後的に一方に生じた損失を他方が補てんしたりとか、逆に利益を移転したりというような仕組みとはなっていないわけです。また、旧簡易生命保険契約の契約者に対してはあらかじめ、あらかじめ再保険契約に定めるところにより、再保険契約に基づく再保

険配当を原資として機構から契約者配当が行われることにしております、過剰な運用益が新会社に帰属することにはならない。

なお、承継時の再保険契約については、これはしっかり定めることが重要なわけですが、これは承継の基本計画において、実施計画への記載事項としまして、内閣総理大臣及び総務大臣が実施契約認可の段階で内容を審査する。さらに、両大臣は、実施契約の認可をしようとするときは、有識者から成る第三者機関であるこの民営化委員会の意見を聴取した上で財務大臣と協議をするということもこれ法律で決めておりますので、イコールフットィングの観点からも内容の適正性は担保されているというふうに考えております。

峰崎直樹君 それは、今いろいろと、ちょっと、かなり口で言われたのでなかなか分かりにくいところがあるんですが。

問題は、その九兆円の追加責任準備金という、ある意味では公社時代に無税で積み立ててきた資産を、そしてそれは旧契約として新会社の中にALM管理一体でやるというときに、このいわゆる追加責任準備金も含めたその財源というものを、この新会社のいわゆる利益とあるいは経費と、そういったものに付け替えられるということが本当にこれは担保されているんでしょうか。それは本当に、それは法的にどういう仕組みで実は担保されているのか、この点は極めて重要な、いわゆる民間とのイコールフットィングの問題と絡めて、先ほどイコールフットィングということを強調されましたから、その点はどういう仕組みなのかと、このことの質問を終えて、今日、もう午前中、午後からまた三十分ございますので、改めてまたその後の追及をさせていただきたいと思います。

国務大臣（竹中平蔵君） その点は先ほど御説明させていただいたつもりなんでございますけれども、旧契約に係る資産の運用リスクは、これは再保険契約によって新会社に移転するという事になって、リスクは新会社に移転します。損が出るか、損が出るか、得が出るか、それは新会社に移転すると。

そして、したがってあらかじめ再保険契約に定められた債務を超える運用益を、損については新会社に帰属することになる。したがって、一方的な、事後的に一方に生じた損失を他方が補てんしたり利益を移転したり、仕組みとはならない。

それを、再保険でございますから、その内容については、承継の基本計画及び実施計画に記載をして主務大臣がしっかりと見る、それを確認するという事でございます。

峰崎直樹君 じゃ、午後からやります。

委員長（陣内孝雄君） 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時開会

委員長(陣内孝雄君) ただいまから郵政民営化に関する特別委員会を再開いたします。郵政民営化法案外五案を一括して議題とし、休憩前に引き続き質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

峰崎直樹君 午前中は大変、時間配分間違えて少し早く終わって恐縮でございました。大変失礼いたしました。

そこで、竹中大臣、午前中の続き、やや間が抜けた感じしますが、要するに責任準備金、追加責任準備金というのが、一体これは、それを入れて新会社に再保険されていくと。そうすると、もしこれが利益が出てこなくなって、新会社が出てくるようになると、この追加責任準備金は利益処分として出てくるのではないですか。そうすると、このいわゆる、これは旧債権の人たちのものですよと言いながらも、実際上の運用を通じて、これは結果的には、この利益処分という形で新会社はその追加責任準備金分だけ実は他の民間生保とはやや有利な運用がされるんじゃないか、イコールフットィングにならないじゃないか。この点は、先ほどの説明聞いてもどうしてもよく分からないんです。

そこで、提案があるんですが、その分からないということと、これは財務大臣も覚えていてほしいんですが、この追加責任準備金、約九兆と申し上げましたが、八兆数千億だと思うんですが、これは無税で積んだわけですか。これは簡易保険の特有の正に有利な条件だったんですが、このいわゆる追加責任準備金は、民間に移行する場合、全部くれと言わない、しかし民間とイコールフットィングするときには、この四〇%、すなわち法人税率分は、実はこれは本来国庫に入っていたものだ、それが実は積み増しされてきたんだ。これは決して間違えて積んだんじゃない、違法で積んだんじゃない。総務省令で、基づいて積んだんだけど、移行する場合にはそこのところはイコールフットィングにしないとまずいんじゃないか。どうでしょうか。それだけの、三兆数千億入ってくると思いますが、大変、臨時収入として見ると非常に魅力的なんですが、そういうことの扱いが許されるかどうか。

その点も含めて、竹中大臣と、もし意見があれば財務大臣にもお聞かせ願いたいと思います。

国務大臣(竹中平蔵君) 午前中の話で非常に専門的なことを、大事なことを聞いていただいておりますので、ちょっと私なりに、済みません、整理をさせていただきたいんですが、まず、責任準備金というのは、将来の保険の支払の流列をある種現在価値に何らかの形で割り引くと。その場合に予定利率を用いて普通割り引くわけでございますけれども、いわゆる逆ざやが生じるような低金利の場合には、それなりの不足が生じる可能性があるので、追加責任準備金を積む。それを簡保の場合は非常にしっかりと、ある種、非常に民

間よりもむしろ保守的にやってきたという事情があると。今度は、じゃそれを引き継いで旧勘定に行きますと、旧勘定はそのまま再保険されて保険会社で運用されるようになります。そのときに、その今まで積んできたものが不当にこの民間のものを有利に、民間の会社に有利な影響を与えてしまうことになるのではないかと、それがイコールフットイング上問題ではないかというのが峰崎委員の問題意識であるというふうに思います。

午前中の答弁でも申し上げたつもりなのですが、それに関しては、まずなぜ、なぜ旧勘定を機構が持っていないでこれを保険会社の方に再保険に出すかという、これはやはり資産そのものは一括運用、一括のALMをやってもらう方が効率的だからと、もうそれにある種尽きるわけでございます。

ところが、その場合に、実は内部的にと申しますか、管理会計上はやはり何らかの別会計、別区分をしていただいて、その部分、旧勘定、旧契約者に払う分は、それにしっかり払っていただく。しかし、その間に余分な損益が振り分けられないように、つまり、委員御心配のように、不当な形で新しい郵便簡保会社を、失礼、保険会社を利さないような、そういう仕組みはつくっておかなければならない。これは、通常の場合はその準備金の大きさ等々でしっかりと運用益を案分するというようなことを基本に、これは民間の場合でもそのように行われているというふうに承知をしておりますが、そのような形での管理会計上のと申しますか、内部的な区分の経理はやはり何らかの形でしていただくかなければいけない。そのようなことを定めた再保険の内容については、承継計画でしっかりと主務大臣が担保をいたしますと。そのようになるのだというふうに思います。

それを踏まえて、それを踏まえて、さあ、新しいと申しますか、今の委員の御提案は、今まで無税で積んできたものについては国に返すという考え方はあり得るかということでございますが、やっぱり、これはやっぱりそこは無理があるのではないかとというふうに思います。

これは、やはり今までは公社としてその仕組みの中でやってきたものでございます。

これは郵便貯金についても同じことがあるわけですね。郵便貯金についても、運用益について、運用した資産を内部留保としてためて、それに見合った資産を持っているわけですが、今まで税金払っていなかったからそれを全部過去にさかのぼって返してくれという話にはこれはやはりならない、そういうことがあってはならないのだというふうに私は思っております。

そこは、しかし、これはやっぱり仕組みが変わるわけです。今その仕組みを変えるに当たっては、旧勘定としてしっかりと管理をして、そして新しい勘定に影響を与えないような仕組みをつくって、そして民間の会社に、民間のルールに従う、納税も行う会社に切り替わっていくと、そのような仕組みが必要だと思っておりますし、そのような制度設計にしているつもりでございます。

国務大臣（谷垣禎一君） 私も最近、いただけるものなら何でも持っていく男だと思わ

れているかもしれませんが、全く今、竹中大臣がおっしゃったのと同じ御答弁でございます。無税で、確かに新会社に行くときは無税で承継をしていただく、そしてその代わり使ったときに繰延べでやると、こういう形で、以降は民間とイコールフットイングと、こういうことでございます。

峰崎直樹君 どうもそこは本当に、じゃ、その区分経理がされて、その利益処分がきちんとやられるんだろうか、その点についての、これは主務大臣がこれからやっていくということで、そっちの方の担保が私は取れていないと思っているんです。その上で、ここは余りそこばかりつついても仕方ありません。

そこで、竹中大臣、それでは、その責任準備金のいわゆる時価評価といいますが、問題になるわけでありますが、この責任準備金は、これから公社から民間会社に移行しようとしているわけです。そうしたら、この時点で一回、この責任準備金はきちんと足りているんだろうかと、このことについて一度時価評価を試みる必要があるんじゃないんだろうかと。この点についてはどのように考えていらっしゃいますか。

国務大臣（竹中平蔵君） 機構と、それと郵便保険会社との間で再保険の契約が結ばれる。これは郵政民営化法の百六十条第一項の規定によって、その基本計画において、承継時に機構が再保険の契約をその保険会社と締結することが定められているということになっております。

再保険に係る負債の問題ですね、資産と負債とあると思いますが、負債については、準備金ですから負債についてのお尋ねだと思いますけれども、この郵便保険会社は、保険業法の規定に従いまして、毎決算期において将来における再保険債務の履行に備えるために責任準備金を積み立てる。それも、先ほど言ったようにかなりしっかりと保守的に積み立てている。

この保険責任のすべてを移転する再保険、これは共同保険式再保険と言うんだそうでございますが、そのような場合においては、元受け契約と同様の責任準備金を積み立てることとするのが再保険業界における一般的な慣行、これは再保険というのは民間でもございますから、再保険、民間における再保険の慣行であると。そして、郵便保険会社においても、旧簡易生命保険契約の債務の履行のために、公社において積み立てられてきたこの責任準備金の積立方式に準じて再保険契約に係る責任準備金を積み立てることになると想定をしているところでございます。

これらは、一部時価評価に準じた考え方を取り入れたものというふうに思っておりますので、これは、だからこそ追加責任準備金を積んでいるわけですね。だからこそ一般の慣行に従って、今申し上げたような方式で私は行われるべきであるというふうに思います。

峰崎直樹君 実はずっとこう、いや、これは一部時価方式を取り入れたものだと、こう

やっておっしゃっている。後でまたそれをやりますが、結論から先に、イエスかノーかですから。

現在積んでいる追加責任準備金百十四兆あります。百十四兆というのは、もうこれで十分足りていると、これは洗い替えすることはないと、時価に換算する必要はないと、こういうふうにお考えですか。

国務大臣（竹中平蔵君） 先ほど公社の方からも御説明がございましたが、今の公社の方式というのは、私の理解では、要するに、先ほども言いましたように、将来の保険を、保険の流列を割り引くときに予定利率で割り引いている。予定利率と実際のマーケットの金利が違った場合、マーケットの割引率が違った場合の差額について、ざっくりと申し上げていきますけれども、それを追加責任準備金として積むという方式を取っておりますので、その意味では時価に準じたものになっていると、そのような仕組みで運用されているというふうに理解をしています。

峰崎直樹君 この資料ですね、付け加えて、実は簡易保険の責任準備金の積み方というのは六ページ以下、先ほどちょっと私、口頭でやっちゃったんですけども、一号方式、二号方式とか計算方法について出ております。そして、計算された数字も八ページに、郵政公社からいただきました。残念なのは、このデータ、特にこの八ページのデータは、今日もお見えになっておられますが、事務方の方でこの収支分析の結論だけもらっているんです。願わくは、このいわゆる計算方法、大前提、あるいはその六ページ目の将来収支分析による最低積立金の算出の条件となっている様々なデータが、結果的に資産幾ら、負債プラス資本幾ら、こうなっちゃっていて、このいわゆる結果ですから、これは内訳が載ってないと実は計算できないんですよ。後で述べますが、私たち民主党は、専門家に頼んでこれをいろんな角度で実は計算を、予測したわけでありまして。その予測は後でまたちょっと申し上げたいと思うんですが。

そこで、一番最後のこのお渡ししましたページ、開けていただけますでしょうか。責任準備金のイメージ、まあ圧倒的にウエートを占めている養老保険のイメージで、このXという点は要するに将来的にこれだけの約束をしている保険、保険金を払うということがX点であります。契約利率というのは、これは生保に入ったときの、いわゆる民間で言えば予定利率です。今三・一%と、こういうふうに聞いています。そうですね。政策利率というのが二・五九%です。これは総務省令に基づいて、今一部時価方式というふうにおっしゃいましたけれども、その政策利率というのがこのBの線です。赤い線です。赤くなっています、ちょうど真ん中の線です。問題は、B、Cの間が追加責任準備金なわけですから。これはそうですね、間違いありませんね、まあちょっと時間がないので、このB、Cの間が約九兆、正確には八兆四千億程度だ、こういう理解ですね。

それで、後でまた確認申し上げますが、そこで上に実勢利率というのがあつたんです。こ

の実勢利率というのは、要するに現在の時点において約三十年という長いタームを取っていますから、三十年のいわゆる長期金利というのはどのぐらい、三十年国債って今発行していませんか、二十年国債というのは見たことがあります。三十年先をずっと見ると。そうすると、そのときの、三十年先の平均的な利率というのは今幾らだろうかと。これは、専門家に言わせると、三十年は要らないんです。半分の十五、半分で結構ですということですから、二十年物の金利取ってみると、たしか二十年物が二%前後だと思えます。

そうすると、実勢金利、これ二%で、私たちはこれ、Aという点は二%、Bという点は二・五九%、契約利率は三・一%、こういうふうにならなだけです。

そこで、この一番上の実勢利率を投じているのは、国際会計基準というのがあります、IASBといいますか、そのいわゆる国際会計基準には時価会計をこのいわゆる保険商品においても適用すべきだという提言をしているんですが、これを採用しているところはどこもありません。アメリカも反対、日本も取っていません。

問題は、ただし、ここから先なんです、郵政公社から新しい民間の保険会社に移っていくときに、当然のことながら、かつての事業庁から公社に移行したときも時価会計をやりました。ということは、清算会計、すなわち一度ここで、二年後の郵政民営化に移行するまでの間、どのぐらいの積み増し不足があるのかということを知るのには、私はこの実効利率、一番上の線だというふうに思うんです。この点について、竹中大臣、この責任準備金が足りているんですかということを行ったときに、政策利率のところまで進んでいて、今のままでいけば大丈夫ですと言っているけれども、しかし、現時点における時価会計、すなわち清算会計を適用するとしたら、それは足りてないんじゃないのか。このように私は思っているわけです。

そこで、竹中大臣、その点についてどのように考えているのか、お答えください。

国務大臣（竹中平蔵君） 二点を申し上げたいと思います。

まず、国際会計基準のお話でしたが、これは今どういう状況になっているかといいますと、保険契約に関する会計処理については、この国際会計基準審議会におきまして検討が進められておりまして、昨年三月に国際財務報告基準第四号保険契約というのを公表したものと承知をしております。これは、国際的に大きく異なる保険業の会計基準を収れんさせる、コンバージェンスを目的としたものでございますけれども、各国の広範な利害調整等がこれ必要ですので、済みません、これは現行の金利水準で割り引かずに測定するという、現行の会計方法のやり方を容認するというフェーズ1を完成させたものというふうに思っております。先ほどから何回も申し上げておりますけれども、予定利率で割り引くのか今の金利で割り引くのかと、その違いであると。

しかし、これはまあ非常に詳細な図を今お示しいただきましたが、これはまさしく言葉を換えれば逆ざやそのものなわけでございます。逆ざやが存するから問題があるのではな

いかというお尋ねだということで、そこで二点目なんでございますけれども、基準そのものはまだいろんな議論があるというのが第一のポイントでございますが、じゃ、逆ざやがどうなるかということをやはり論じるべきであると。

逆ざやに関しましては、これは御承知のように、これは民間の生保も大変だった時期があるわけですが、これが解消しつつあると。逆ざやの解消が簡保の場合は民間よりも遅れているわけでございますけれども、貯蓄性のものが多いということで遅れておりますけれども、これについてもその方向に向かっているという状況にあるというふうに認識しておりますので、その意味で、私が申し上げていますように、今の状況に関して何か根本的に抜本的に見直す必要があるというふうには認識はしていないわけでございます。

峰崎直樹君 これは大臣、私はとんでもないと思うんですよ。とんでもないというのは、要するに国際会計基準の変更が多少あった。要するに、いまだにこの当初、二〇〇三年でしようか、提案された国際会計基準では時価会計とかいろんなもの提案されている。これはどこの、今世界各国どこもやっていない。それは分かります。そして、恐らく部分的に是正されてきたんだと思うんです。

問題なのはいわゆる継承、この会社から民間に移行するときには一度ここで清算をして、この時点においてはどのぐらいの損益が見込まれるのかということの時価でもってきちんとやらない限り、新会社は本当に一兆四千億円の資本金で大丈夫なのかどうなのかということは、この時点において、例えば東京株式市場に上場するとなったときに上場基準出てまいります。しかし、この会社には偶発債務として、このAのBの間のいわゆる、何といいましょうか、逆ざやの現在時点における認識がどのぐらいあるのかということについては、これは明確にしないとだれも私たち信用してもらえないんじゃないでしょうか。だんだんこれから逆ざやはなくなっていくですよというのは、競馬の予想屋と同じじゃないですか。

ちょうど、もう竹中大臣が登場して何年になります。あなた、登場されて二年か三年でそのデフレは解消します、いまだにデフレは解消していませんよ。それぐらい難しいと思うんです。デフレの解消難しいと思うけれども、利息の計算だって、いやいやそのうち逆ざやは解消しますよと、こういうふうにおっしゃっている。先ほど、総裁も逆ざやについては解消するかもしれないと言っている。だけど、かもしれないなんだ。現時点において計算したらどのぐらいになるのかということ、CとBの間、これが約九兆とすれば、BとAの間、見てください、二・〇に計算して、政策金利が二・五九、下が三・一〇を計算すると、おおよそ数兆円のこの逆ざやが生じているんじゃないか。つまり、将来足りなくなる恐れが現時点で認識し得る水準としてあるんじゃないか。このことの計算をやらなくて、私は郵政民営化を、この簡保が民間移管できますということの確証というか保証は、私、取れないと思いますよ。

その計算式出してくださいよ、それをやってくださいよ、郵政公社やってください。ど

うですか、これは。

国務大臣（竹中平蔵君） 申し上げたいのは、これ公社から民間会社になるに当たりまして、そのような意味での時価の評価等々も含めた必要な資産の、資産と負債の評価を行う、そういう手続になっているわけです。ところが、その場合のルールがどうかということで、負債についてどういうルールが適用されているか、一般の民間の会計慣行等とも照らしてどうであるかということは先ほど御説明を申し上げました。

これは、要するに、評価委員が評価した価額で資産等々の承継を行うということは、これは郵政民営化法の第百六十三条に明記しておりますので、評価委員会をつくりますので、それは行います。

ただ、その場合の基準について、これ先ほど言いましたように、負債は先ほど言ったようなルールでやると。資産についても、これは当然のことながら、通常認められている、時価で評価するものは時価で評価しますし、しかし簿価で評価されるものもないわけではない。そのルールに基づいてしっかりとやっていく。これはやります。

恐らく、峰崎委員の御指摘は、その場合の負債のルール等々が国際会計基準として先行的に先取りされて議論されたものを当てはめるべきではないかというふうにお聞きをしたんですけれども、これはしかし、世界じゅう、日本じゅう、そうしたことが行われていない段階でこの公社にだけこういうことを求めるとするのは、これはやはり少し不適切なのではないか。我々は、民間でのんでおられた一般的なルールに基づいて、評価委員会も設置をしてそのような必要な評価は行うということを申し上げております。

峰崎直樹君 あのね、前提条件が違うんですよ。ゴーイングコンサーンとしてずっと続くだろうと思っているわけです。ゴーイングコンサーンじゃなくて、ここは一回締めなきゃ駄目なんじゃないですかと言っている。

この点で、いや、将来計算するという、計算してくださいよ。計算式出してください。これは、たまたま今郵政公社の方からもらったら、結果は出てきていた、これで大丈夫だとおっしゃっている。しかし、その大丈夫は、真ん中の線を基準にして大丈夫だと言っている。そちらの方の計算はそれで正確なんだろうと思うんですが。

要するに、現時点において、将来収支のこの分析というものが、この数字を本当に大丈夫だと、これを二・五九で計算してあります、二・五九というか、今の総務省基準で。私が言っているのは、なぜ国際的な最先端の基準を言うかということ、最先端の基準が適用しているからじゃないんです。ゴーイングコンサーンではなくなるというふうな前提して、移行過程ではきちんと計算しない限り、実はそれはどんな偶発債務が生じるか分からないじゃないですか。どんな将来収支不足が生じるか分からないじゃないですか。そのことを言っているんですよ。

ですから、そういうふうにおっしゃるんだったら、その将来収支を計算した数字をこれ

以外に出していただきたい。それと同時に、郵政公社をお願いしたいのは、これは、たしか大塚議員もこれは要求されていたデータなんですけれども、この将来収支の基礎となるデータをきちんとやはり早く私たちにも欲しい。我々は、いろいろと推計はしましたよ。約十兆円近く出るんじゃないかと、このAとBの間が。こういうふうにデータは持っていますけれども、そのことをきちんと出さない限り、本当にこの郵政民営化はやって大丈夫なんだと、できないんじゃないかと、この点についての確証が出ないんですよ。審議がこのまま継続できないんじゃないんですか。

竹中大臣、もう一回答弁お願いします。

国務大臣（竹中平蔵君） 非常に、ちょっと根本的なところで今の御発言、ちょっと私気になったんですが、これはゴーイングコンサーンです。ゴーイングコンサーンであるからこそ、それにふさわしいその計測のやり方が必要になるわけです。もし清算後に、清算するようにとおっしゃいましたけれども、それだったら清算価値でやればいいわけですから、清算価値でやるのとゴーイングコンサーンで全く違う。清算価値でやるんだったら将来を時価に割り引くなんて発想はそもそもありませんから、それはやっぱり峰崎委員の議論御自身が実はゴーイングコンサーンを前提にした時価会計の議論をなさっておられるのではないですか。だから、これはゴーイングコンサーンなんです。だから、ゴーイングコンサーンとしてどのような基準を適用するのか、それについてはいろんな御意見があるというところだというふうに承知をしております。

我々は、民間企業の分割時の承継資産の評価については、会社分割の形態等々によって、原則時価評価となる売買処理法と簿価で引き継がれる簿価引継ぎ法の両方の考えがあるということを承知しておりますけれども、公社の経営形態に近い単独新設分割の場合には、支配関係が継続されるというふうにみなして、簿価で引き継がれるものは簿価で引き継がれると、適用するのがこの一般の公正妥当と認められた会計慣行であるというふうに認識をしております。

承継時の時価については、これは、失礼、承継時の評価については、先ほど言いましたように評価委員が適正に判断するということになるわけですが、その場合は、現行の、一般に公正妥当と認められる会計慣行に準拠してしかるべく評価を行っていくということになります。

峰崎直樹君 ゴーイングコンサーンであるとおっしゃいましたけれども、それならば、先ほど、前にお話したように、この資産は区分経理していくんでしょう。この区分経理していけば、やがて資産と負債はずうっとこれは消滅していくんじゃないですか、三十年なり何十年たったら。ということは、その時点においては、これは区分経理をして、これはゴーイングコンサーンであるように見えるけれども、実はこの時点において、この区分経理をした範囲の中における、この時点における将来分析をやるんじゃないんですか。そ

うでないものを、何かあたかもゴーイングコンサーンですよというふうに言ったら、ずうっとごっちゃにして、それはもう両方をごちゃ混ぜにしてやるということを行っているのと同じじゃないんですか。おかしいですよ、それは。違いますか。

国務大臣（竹中平蔵君） 済みません、ちょっと必ずしもきちっと理解できなかったかもしれないんですが、私が申し上げているのは、これ組織そのものはゴーイングコンサーンですね。ただし、これは、旧勘定につきましては、これは旧勘定は切り離して内部的には管理会計上、別に管理していくわけですから、その点では、正に峰崎委員がおっしゃったように、時間が来ればフェードアウトをすると、これは当然そのようなことになります。それを前提にして、前提にして将来の保険の支払、その割引現在価値を求める、それが準備金になる、しかしその場合には、先ほど言いましたように、予定利率で割り引く、その場合にギャップが生じる場合にはそれを追加責任準備金として積み立てるという現行のルールがありますので、そのルールの中できちっと今までやってきた、そして今回もそれを引き継ぐというふうに申し上げているわけです。

峰崎直樹君 どうしても、じゃ、ちょっと、そこがどうしても分からないんだよ。違うね。土台が違う……

委員長（陣内孝雄君） ちょっと速記を止めてください。  
〔速記中止〕

委員長（陣内孝雄君） 速記を起こしてください。

参考人（元女久光君） 済みません、まず私の方から責任準備金の積み方のやり方をもう一回ちょっと整理させていただいて、足りてる、(発言する者あり)要するに、二・五九%で足りてる、足りてないという議論でございます。

それで、私ども午前中に二つ説明しました。実勢で計算する方法、それとかつて実勢で計算して有効にしているものを逆算した方法と、二種類あると。それで、今年も、今年度、十六年度決算も二つほど取り上げました。そうしましたところ、簡便な方式の二・五九%等の率を使った方が額が高かったものでそちらを採用した。

で、もう一言。なぜ、じゃ二・五九%なのかと。

実際言いますと、一とか一・五とかいろいろあるんです。一番高いので二・五九に上限にしています。それはなぜかといいますが、利率、金利の部分の世界、要するに予定利率関連の世界だけじゃなくて、私ども、益としては死差益、費差益もあるものですから、その辺のプラスを総合して逆算の利率を出しますと二・五九になったということで、実際うそをついておりません。

峰崎直樹君 分かった、分かった、分かった。

それで大体分かりました。

要するに、死差益とか費差益が入っているから云々、いや、二・五九のところまで来るんだとおっしゃっているんですね。そうすると、死差益、費差益をやる運用の仕方は一号方式と二号方式と違うんでしょう。一号方式は予定死差率プラス予定費差率プラス利率二・五九。で、二号のやり方、これは再度やり直すやり方ですけども、これは実績死亡率プラス実績費差率プラス実績利率と、こういうことでやる。そこの違いなんですよ。

問題は、私たちはそのことを云々かんぬんしているんじゃないんです、このやり方を。さっきから何度も言っているように、公社から民間会社に移りますと、株式を上場させますと言っているんです。そうすると、株式会社になっていくときに、何度も言うように、本当にこれはこの時点において旧債権における、現時点における予想される将来収支分析、そしてそのときにおける偶発債務はどのぐらい、偶発的なそのリスクというのはどのぐらい出てくるのか。このことをきちんと計算しないままにこの郵政民営化法案を進めちゃ駄目じゃないですかという根本のところを聞いているわけですよ。そのことが何の説明になっていない。今のあなたの説明は、それはこのいわゆる簡保の責任準備金の積み方の方法については分かりました。そういうことを聞いているんじゃないんです。そのことだけなんですよ。これが分からなかったら、もうこれ以上ちょっと質問のしようないですね。この点が、ちゃんとしたものが出してもらえないと、私はちょっとここから先は責任ある対応を国民に向かって言えないんじゃないですか、どうですか。

国務大臣（竹中平蔵君） ちょっと整理させていただきたいと思いますが、将来の勘定を切り分けてそしてそれを運用していく、それに当たって峰崎委員の御指摘は、その資産と負債の評価をきちっとやっておかなければいけない、もうその点に尽きていらっしゃるんだと私も思います。で、それを、負債について、そのときに負債部門についてその中の中心的な項目である責任準備金について峰崎委員はこれで大丈夫かという問題を提起しておられる、これもその点でよろしゅうございますね。

私がお答え申し上げているのは、それについては、資産も負債もきちりと評価委員会で評価をいたします。それについてはしかし一般のルールがありますので、その一般のルールに基づいて評価をさせていただくということになるんだと思います。その場合には、今申し上げたようなその準備金については国際的にもいろんな議論があるということは承知しておりますが、今の民間のそのルール等々も踏まえて、そういう形できちっと評価をなされていくということを申し上げているわけでございます。

峰崎直樹君 何度も同じことの繰り返し。これね、旧債権というのは、区分経理してやがてはなくなるんです。いや、なくなるのは二年後に実は旧債権が、旧債権というか確定

されてそこから先は清算会計に入ってくるんじゃないですか、ゴーイングコンサーンで運用するといいいながら。資産、負債の関係じゃなくて、その時点において将来的な責任準備金を始めとする様々な問題の将来の予測されるリスクというのはどのぐらい予想されるのか、足りないものは、偶発債務はどのぐらい出てくるのか、この点がはっきりしなかったら株式の上場なんかできないですよということを言っているわけですよ、何度も。それが、何かもう一緒にゴーイングコンサーンであるかごとくに言っているから、その理解が違うんじゃないですかと言っているわけですよ。

ですから、先ほどの説明になっても、それは今の会社のいわゆる責任準備金の計算方法を説明しているだけであって、我々が求めているのは、やがてこの区分経理してそのなくなっていく、清算会計に入っていくわけでしょう、旧債権というのは、そうですね。そうしたら、その旧債権の将来的になくなっていった先にはどのぐらいのリスクが将来、リスクですね、要するに偶発リスクはどのぐらい出てくるのかということを実時点で早く認識しなきゃ駄目じゃないですかということは何度も言っているわけですよ。

ですから、その答えが出てこないという以上は、もう簡易保険は、これ民間移行することについては、とても私はこのままじゃできないと思いますよ。(発言する者あり) 答弁できますか。待って、待って、待って。ちょっとそれはね。何度も同じこと繰り返しているもの、竹中さん。

委員長(陣内孝雄君) ちょっと速記止めてください。

〔速記中止〕

委員長(陣内孝雄君) 速記を起こしてください。

峰崎直樹君 今ずっとやり取りをしていて、先ほども百六十三条のこの一項、二項、三項、読まれました。そして、政令にゆだねると書いてあります。そのところをまず清算をしていく、清算法人になっていくわけだから、清算法人というか継承団体に清算会計として持っていくわけだから、その点はその時点における最も保守的である国際時価会計、時価会計というもので見直すと、将来予測をするということになれば、私はこれを修正しない限りこの法案をそのまま審議するわけにはいかない。このことを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。まだ時間残っていますが、その点で質問を留保させていただきたいということで、私の質問を終わりたいと思います。